

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○平成24年度から平成26年度までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格等（管財課）	1
○平成24年度から平成26年度までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（ 〃 ）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（3件）（治山林道課）	3
○道路の供用開始（道路課）	4
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正（会計管理課）	4
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	
（9・27揭示）	4
○共同施行土地改良事業の施行の認可（農業基盤課）	4

告 示

高知県告示第667号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に県が委託する庁舎等の清掃、警備又は設備保守管理（以下「清掃等」という。）の業務の契約に係る指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

平成23年10月7日

高知県知事 尾崎 正直

第1 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加することができる者（以下「有資格者」という。）は、県内に事務所又は営業所を有し、かつ、審査基準日（資格審査の申請の日の属する月の前月の初日とする。以下同じ。）の前日において1年以上の建築物又はその附属施設（以下「建築物等」という。）の清掃等の業務（警備の業務に

ついては、建築物等以外の警備の業務を含む。以下同じ。）の営業実績を有する者で、1に定める資格審査事項により審査し、指名競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものとす。ただし、審査基準日において、2の(1)から(7)までのいずれかに該当する者は、指名競争入札に参加する資格の審査を受けることができない。

1 資格審査事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審査基準日の直前2年以上の期間事業を継続している者にあつては直前2年の、2年未満の期間事業を継続している者にあつては直前1年の各事業年度における建築物等の清掃等の業務の受託実績により算出した年間平均受託実績
- (2) 審査基準日の前日における営業年数
- (3) 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額（法人にあつては純資産の額を、個人にあつては次年繰越しの純資本金の額をいう。）
- (4) 審査基準日の前日における清掃等の業務に従事する従業員数
- (5) 清掃の業務にあつては、審査基準日の前日におけるビルクリーニング技能士、ビルクリーニング技能審査合格者又は建築物環境衛生管理技術者免状を有する者である従業員数
- (6) 審査基準日の直近決算における経営比率
 - ア 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したも）
 - イ 自己資本比率（純資産の額を総資産の額で除して得た数値を百分比で表したも）
 - ウ 売上高経常利益率（経常利益の額を売上高の額で除して得た数値を百分比で表したも）

2 次のいずれかに該当する者は、指名競争入札に参加する資格を有しない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (5) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
 - ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人にあつては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団

体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの

エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

キ 役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

コ アからケまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(6) 審査基準日の前日までに納期限の到来した県税又は消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。

(7) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員

員が生じたときを含む。)に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者

第2 資格審査の申請の時期、方法等

1 指名競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による指名競争入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)を平成23年11月21日(月)から同年12月20日(火)までの間に知事に提出しなければならない。

なお、その後も随時の受付を行うが、平成24年4月1日からの参加資格の取得を希望する場合は、当該期間に申請すること。

2 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもってこれに代えることができる。

(1) 登記事項証明書(個人にあっては、営業を行っていることを確認することができる書類及び市町村長が発行した身分証明書並びに申立書(知事が別に定める様式による。))

(2) 営業経歴書(知事が別に定める様式による。)

(3) 受託業務実績調書(知事が別に定める様式による。)

(4) 従業員名簿(知事が別に定める様式による。)

(5) 納税証明書(審査基準日の前日までに納期限の到来した県税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる証明書)

(6) 財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び利益処分(損失処理)に関する書類、個人にあっては貸借対照表及び損益計算書で、審査基準日の直前2事業年度分のもの)

(7) 印鑑証明書

(8) 清掃の業務の資格審査を受けようとする者には、ビルクリーニング技能士、ビルクリーニング技能審査合格者又は建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を証する書面及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の登録を受けているときは、そのことを証する書面の写し

(9) 警備の業務(駐車場整理の業務を含む。)の資格審査を受けようとする者には、警備業法(昭和47年法律第117号)第5条第2項の認定証の写し

(10) 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(知事が別に定める様式による。)

(11) 個人住民税特別徴収額決定通知書の写し

(12) 役員等名簿及び照会承諾書(知事が別に定める様式による。)

(13) (1)から(12)までに掲げる書類のほか、知事が特に必

要があると認める書類

第3 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、知事が別に定める様式による指名競争入札参加資格決定通知書により当該申請者に通知する。

第4 資格審査申請書及び添付書類の記載事項の変更届

資格審査申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、知事が別に定める様式による指名競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。

1 商号又は名称

2 本社又は本店の所在地

3 営業所等の名称又は所在地

4 法人にあっては役員の氏名、個人にあってはその者の氏名

第5 資格の有効期間

指名競争入札の参加資格の有効期間は、資格審査の結果、指名競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定した日から平成27年3月31日までとする。

第6 資格の取消し

知事は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

1 審査基準日以後に第1の2の(1)から(5)までのいずれかに該当することとなったとき。

2 資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第7 指名停止等

知事は、有資格者について、業務に関し不誠実、法令違反等の行為があったとき又は経営不振等のときは、指名停止又は指名不選定とすることがある。

高知県告示第668号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に県が委託する庁舎等の清掃業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

平成23年10月7日

高知県知事 尾崎 正直

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者(以下「有資格者」という。)は、審査基準日(資格審査の申請の日の属する月の前月の初日とする。以下同じ。)の前日において3年以上の建築物又はその附属施設(以下「建築物等」という。)の清掃業務の

営業実績を有する者で、1に定める資格審査事項により審査し、当該資格審査事項の審査基準に適合していると認めて競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものとす。ただし、審査基準日において、2の(1)から(7)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格の審査を受けることができない。

1 資格審査事項及び当該資格審査事項の審査基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 受託実績(審査基準日の直前2年間の各事業年度における建築物等の清掃業務の受託実績により算出した年間平均受託実績) 1億円以上

(2) 流動比率(審査基準日の直前の決算について流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの) 100パーセント以上

2 次のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

(1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの

(2) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(4) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者

(5) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
ア 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

ウ 役員等(法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体であっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)
エ 暴力団員等に該当するもの

エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

カ 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用して

<p>キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの</p> <p>ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>コ アからクまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの</p> <p>(6) 審査基準日の前日までに納期限の到来した都道府県税又は消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者</p> <p>第2 資格審査の申請の方法等</p> <p>1 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもってこれに代えることができる。</p> <p>(1) 登記事項証明書（個人にあつては、営業を行っていることを確認することができる書類及び市町村長が発行した身分証明書並びに申立書（知事が別に定める様式による。））</p>	<p>(2) 営業経歴書（知事が別に定める様式による。）</p> <p>(3) 受託業務実績調書（知事が別に定める様式による。）</p> <p>(4) 納税証明書（審査基準日の前日までに納期限の到来した都道府県税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる証明書）</p> <p>(5) 財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書で、審査基準日の直前2事業年度分のもの）</p> <p>(6) 印鑑証明書</p> <p>(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録を受けている者にあつては、そのことを証する書面の写し</p> <p>(8) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（知事が別に定める様式による。）</p> <p>(9) 個人住民税特別徴収額決定通知書の写し</p> <p>(10) 役員等名簿及び照会承諾書（知事が別に定める様式による。）</p> <p>(11) (1)から(10)までに掲げる書類のほか、知事が特に必要があると認める書類</p> <p>3 資格審査の申請は、随時受け付ける。</p> <p>第3 資格審査の結果の通知</p> <p>資格審査の結果は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格決定通知書により当該申請者に通知する。</p> <p>第4 資格審査申請書及び添付書類の記載事項の変更届</p> <p>資格審査申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。</p> <p>1 商号又は名称</p> <p>2 本社又は本店の所在地</p> <p>3 営業所等の名称又は所在地</p> <p>4 法人にあつては役員の氏名、個人にあつてはその者の氏名</p> <p>第5 資格の有効期間及びその更新手続</p> <p>1 競争入札の参加資格の有効期間は、資格審査の結果、競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定した日から平成27年3月31日までとする。</p> <p>2 資格の有効期間の更新を希望する者は、平成26年10月中に、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請書類を提出すること。</p> <p>第6 資格の取消し</p> <p>知事は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p>	<p>1 審査基準日以後に第1の2の(1)から(5)までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>2 資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>第7 その他</p> <p>平成23年10月高知県告示第667号（平成24年度から平成26年度までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の申請を受理された者のうち、第1の1に定める資格審査事項の審査基準に適合している者は、競争入札の参加資格を有する者として競争入札参加資格者登録名簿への登録を受けることができる。この場合において、その者の競争入札の参加資格の有効期間は、競争入札参加資格者登録名簿への登録がされた日から平成27年3月31日までとする。</p> <p>高知県告示第669号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年10月7日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> <p>次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>平成13年8月農林水産省告示第1033号及び平成14年1月農林水産省告示第39号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第670号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年10月7日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> <p>次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>平成10年11月農林水産省告示第1714号</p>
---	---	--

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第671号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年10月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成13年1月農林水産省告示第17号

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年10月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町数神字下神1184番1から 高岡郡四万十町数神字梅ノ木川ナカソ子522番2まで	224	平成23年10月7日

高知県告示第673号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成23年10月10日から施行する。

平成23年10月7日

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中

「 | " 本町 " | " |
 " | " を削る。」

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年9月27日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年9月27日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成23年9月27日	特定非営利活動法人まほろばクラブ南国	有澤 芳郎	南国市前浜1344番地3	この法人は、地域住民を対象に生涯にわたる、スポーツ活動、文化活動が行える環境を整備し、スポーツ・文化活動の振興を図り、青少年の健全育成と地域住民の健全な心身の育成をおこない、活力ある街づくりに寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準

用する同法第10条第1項の規定により、土佐清水市松尾地区土地改良事業共同施行の行う土佐清水市松尾地区土地改良事業の施行を平成23年9月27日に認可した。

平成23年10月7日

高知県知事 尾崎 正直